

【公開用】「都市計画法に基づく開発許可制度の手引（令和6年4月1日版）」からの修正箇所一覧

R6頁	R7頁	箇所	現行	改正後	理由
全	全	全て	一太郎形式	Word形式（形式変更に伴って、全面リニューアル）	利便性の向上
表紙	表紙	発行日	令和6年4月1日	令和7年5月26日	時点更新
表紙裏	表紙裏	1.経緯	なお、手引には、令和4年4月1日から施行された『都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）』に係る開発許可制度の情報を反映しています。	なお、手引には、令和4年4月1日から施行された『都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）』に係る開発許可制度及び令和7年5月26日から運用を開始する宅地造成及び特定盛土等規制法に係る許可制度の情報を反映しています。	盛土規制法の運用開始に係る記述の追加
表紙裏	表紙裏	2.位置付け	（令和6年4月現在）	（令和7年5月現在）	盛土規制法の運用開始に係る記述の追加
目次	目次	ページ	旧ページ	新ページ	時点更新
目次	目次	第1章	（新規）	9 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）との関係	盛土規制法の運用開始に係るページの追加
目次	目次	第6章	13 完了検査後の許可権者の手続き（開発登録簿の調整等）（法第46条、法第47条）	13 完了検査後の許可権者の手続き（開発登録簿の調製等）（法第46条、法第47条）	脱字
11次	10	（新規）	（新規）	「9 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）との関係」のページを新設	盛土規制法の運用開始に係るページの追加
12	20	（4）国等が行う開発行為	法第34条の2（開発許可の特例（106頁参照））	法第34条の2（開発許可の特例（第4章 16 開発許可の特例（法第34条の2））参照）	頁表示から章表示へ表現変更
23	20	（6）公有水面埋立事業	としてます	としています	脱字
25	22	（表-2）	※改築・増築の取扱については133頁、用途変更の取扱については134頁を参照	※改築・増築の取扱については第5章3改築・増築の取扱いを参照	頁表示から章表示へ表現変更
31	26	法文枠	（新規）	令第二十九条を掲載	次ページ（P32）に掲載の規則第二十四条の条文において「令第二十九条の規定により定める技術的細目のうち・・・」とされており、令第二十九条の条文掲載が望まれるため
33	27	2号括弧書き道路の基準	次のいずれか	次の	誤記の訂正
45	34	ウ. 転回広場	下図	図-16	表記の統一
45	35	（11）街角せん除	道路の交差部では…	歩道のない道路の交差部では…	規則を確認しないと歩道のある場合でも必要と読めるため
48	36	表-11	開発区域の規模	開発区域の規模(ha)	表記の修正
54	41	（イ）流達時間（式単位）	秒、分	sec、min	表記の統一
54	41	t2：流下時間	$t2 = L / V$ （秒）	$t2 = L / 60 / V$ （秒）	誤記
54	41	表-15 枠外	宅地造成工事規制区域	盛土規制法	盛土規制法の運用開始に係る表現修正
55	42	表-17	みなかみ町、	みなかみ町	不要文字の削除
56	43	マニングの公式（注意）	7 割断面、	7 割断面	不要文字の削除
72	54	（1）申請者の能力	（新規）	なお、開発許可が盛土規制法のみなし許可とされた場合は、申請者が暴力団員等に該当しないことを確認することになります。	盛土規制法における許可申請において添付する暴力団誓約書について、みなし許可となる開発許可においても同様に添付させるため（添付対象は、盛土規制法のみなし許可に該当するもの、自己業務用1ha以上、非自己用）以下、※1
83	63	8 災害…	「移転計画書」（270頁）	「移転計画書」（第8章（様式集）参照）	頁表示から章表示へ表現変更
83	65	10 地区計画又は…	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	時点更新
92	71	1 申請地が属する区域	（91頁参照）	（前頁参照）	表記の修正
95	74	1 申請地が属する区域	（94頁参照）	（前頁参照）	表記の修正
100	78	1 申請地が属する区域	（99頁参照）	（前頁参照）	表記の修正

【公開用】「都市計画法に基づく開発許可制度の手引（令和6年4月1日版）」からの修正箇所一覧

R6頁	R7頁	箇所	現行	改正後	理由
112	86	基準6-1	付則	附則	誤字の訂正
137	105	表の順序1	○省令別記様式第9（285頁）	○省令別記様式第9（第8章（様式集）参照）	頁表示から章表示へ表現変更
143	110	冒頭説明文	（新規）	各様式は、第8章（様式集）を参照してください。	表の変更に伴う文言の追加
143	110	表の表題	様式掲載頁	（削除）	冒頭説明文の追加に伴う表題の修正
143	110	表の順序3	（新規）	・自己の居住のための開発行為の申請の場合は盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記載を追加	盛土規制法におけるみなし許可となる開発許可の確認のため、設計説明書が添付されない自己居住用に対する措置
143	110	表の順序4	（新規）	・設計の方針に盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記入を追加	盛土規制法におけるみなし許可となる開発許可の確認のための措置
143	110	表の順序16	（新規）	暴力団員等非該当誓約書を追加	※1
143	110	表下注意書き	（新規）	※8 盛土規制法のみなし許可に該当しないものであって、自己の居住のための開発行為又は自己の業務のための開発行為で開発区域の面積が1ha未満の場合は添付不要	※1
148	114	表の順序7	高低差1m以上の部分のみ明示すればよい	高低差30cm超の部分のみ明示すればよい（自己の居住のための開発行為で開発区域の面積が500㎡以下の場合は1m超と読み替える）	盛土規制法におけるみなし許可となる開発許可の確認のため
156	119	4 開発許可済標識の掲示	（271頁）	（第8章（様式集）参照）	頁表示から章表示へ表現変更
156	119	4 開発許可済標識の掲示	掲載順序：文章、法文枠	掲載順序：法文枠、文章	体裁の訂正
156	119	5 工事着手届の提出	（275頁）	（第8章（様式集）参照）	頁表示から章表示へ表現変更
156	119	5 工事着手届の提出	掲載順序：文章、法文枠	掲載順序：法文枠、文章	体裁の訂正
159	121	（3）変更許可申請	（272頁）	（第8章（様式集）参照）	頁表示から章表示へ表現変更
159	121	（4）変更届出	（273頁）	（第8章（様式集）参照）	頁表示から章表示へ表現変更
161	122	（2）表の順序1	（274頁）	（第8章（様式集）参照）	頁表示から章表示へ表現変更
162	123	（2）表の順序1	（275頁）	（第8章（様式集）参照）	頁表示から章表示へ表現変更
163	124	（2）表の順序1	（277頁）	（第8章（様式集）参照）	頁表示から章表示へ表現変更
164	125	（2）表の順序1	（277頁）	（第8章（様式集）参照）	頁表示から章表示へ表現変更
165	126	（1）工事完了届	第4、280頁	第4（第8章（様式集）参照）	頁表示から章表示へ表現変更
166	127	（2）表の順序1	（278頁）	（第8章（様式集）参照）	頁表示から章表示へ表現変更
169	129	13 完了検査後の許可権者の手続き	開発登録簿の調整等	開発登録簿の調製等	誤記の訂正
169	129	（1）登録簿の調整、保管義務の目的	登録簿の調整、保管義務の目的	登録簿の調製、保管義務の目的	誤記の訂正
169	130	（3）閲覧	（361頁）	（第8章（条例集）参照）	頁表示から章表示へ表現変更
169	130	（4）開発登録簿の写しの交付	（287頁）	（第8章（様式集）参照）	頁表示から章表示へ表現変更
175	133	（2）表の順序1	（280、281頁）	（第8章（様式集）参照）	頁表示から章表示へ表現変更
177	135	（3）表の順序1	（282頁）	（第8章（様式集）参照）	頁表示から章表示へ表現変更
184	141	（1）勧告、報告…	応ぜず	応ぜず	開発許可制度の解説と不整合
184	141	（2）監督処分	（289頁参照）	（第8章（様式集）参照）	頁表示から章表示へ表現変更
185	142	1. ※ア	189頁を参照	第8章 10 県庁・土木事務所における事務分担参照	頁表示から章表示へ表現変更
185	142	1. ※イ	151頁を参照	第6章 1 開発行為許可申請書参照	頁表示から章表示へ表現変更

【公開用】「都市計画法に基づく開発許可制度の手引（令和6年4月1日版）」からの修正箇所一覧

R6頁	R7頁	箇所	現行	改正後	理由
185	142	1. ※ウ	189頁を参照	第8章 10 県庁・土木事務所における事務分担参照	頁表示から章表示へ表現変更
188	145	区域図の凡例	<令和4年4月1日時点>	<令和7年4月1日時点>	誤記（※時点修正必要）
190	146	11 群馬県中核市…	前橋市 建築指導課	前橋市 開発指導課	時点更新
190	146	12 事務処理市一覧の表外	の区域内にあっては、	の区域内（当該市の区域外にわたる開発行為に係る事務を除く）にあっては、	事務処理市とその他の許可権者にまたがる場合の許可等にあっては、県が事務処理を行うため
191	147	発行日	（令和6年4月現在）	（削除）	表紙に記載があるため
192	148	凡例Ⅲ	（新規）	ハ 令和 7年 5月26日追加・改正	時点更新
194	150	Q&A 7	（新規）	問24 公益上必要な建築物の診療所、助産所における併用住宅について	Q&Aを追加するため
197	153	Q&A 1 7	（新規）	問27 基準21「浸水等対策建物」における想定浸水深の確認方法について	Q&Aを追加するため
215	167	Q&A 7	（新規）	問：公益上必要な建築物の診療所、助産所における併用住宅であっても、分家住宅等でなければ併設できないのか 答：公益上必要な建築物の診療所、助産所における併用住宅は、管理住宅である。この場合、日常生活に必要な物品等の販売店等の住宅併設要件は適用しない。	日常生活に必要な物品等の販売店等の住宅併設は、分家住宅等に該当する場合のみ認められるが、公益上必要な建築物の診療所、助産所にはその条件が付されないことを明確化するため
223	174	Q&A 1 3問9	答：一体として集落が形成されていれば可能。	答：市街化区域か市街化調整区域かを問わず、一体として集落が形成されていれば可能。	市街化区域部分をカウントできるか問い合わせがあるため
223	183	Q&A 1 7問15（廃止）	項	号	誤記
238	185	Q&A 1 7	（新規）	問：基準21「浸水等対策建物」における想定浸水深の確認方法について 答：市町村等から標高データ及び浸水深データに係るメッシュ図を取得し確認することを原則とする。	許可等の蓄積により想定浸水深の確認方法が定型化されてきたため
247	193	掲載頁	様式掲載頁	（削除）	頁表示から章表示へ表現変更に伴う
259次	205	（新規）	（新規）	（参考様式）申請者が暴力団員等に該当しないことを誓約する書類	※1
264	210	事業計画書の表題	法第34条第1号該当（公益上必要な建物関係）	法第34条第1号該当（公益上必要な建物関係）	脱字
303	249	掲載頁	様式掲載頁	（削除）	頁表示から章表示へ表現変更に伴う
305	250	審査表①	設計説明書	●設計の方針に盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記載を追加	盛土規制法におけるのみなし許可となる開発許可の確認のため
305	250	審査表①	申請者の資力及び信用に関する申告書	暴力団員等非該当誓約書を追加	※1
305	250	審査表①フッター	（新規）	20250526版	利便性の向上
306	251	審査表①	注意書き	※7 盛土規制法のみなし許可に該当しないものであって、自己の居住のための開発行為又は自己の業務のための開発行為で開発区域の面積が1ha未満の場合は添付不要	※1
307	252	審査表②	設計説明書	●設計の方針に盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記載を追加	盛土規制法におけるのみなし許可となる開発許可の確認のため
307	252	審査表②フッター	（新規）	20250526版	利便性の向上
308	253	審査表②	その他	暴力団員等非該当誓約書／盛土規制法のみなし許可に該当しないものは添付不要	※1

【公開用】「都市計画法に基づく開発許可制度の手引（令和6年4月1日版）」からの修正箇所一覧

R6頁	R7頁	箇所	現行	改正後	理由
310	254	審査表③	設計説明書	●設計の方針に盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記載を追加	
310	254	審査表③フッター	(新規)	20250526版	利便性の向上
311	255	審査表③	その他	暴力団員等非該当誓約書/盛土規制法のみなし許可に該当しないものは添付不要	※1
312	256	審査表④	設計説明書	●設計の方針に盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記載を追加	盛土規制法におけるみなし許可となる開発許可の確認のため、設計説明書が添付されない自己居住用に対する措置
312	256	審査表④	申請者の資力及び信用に関する申告書	暴力団員等非該当誓約書	盛土規制法における許可申請において添付する暴力団誓約書について、みなし許可となる開発許可においても同様に添付させるため
312	256	審査表④フッター	(新規)	20250526版	利便性の向上
314	257	審査表④	注意書き	※7 盛土規制法のみなし許可に該当しないものであって、自己の業務のための開発行為で開発区域の面積が1ha未満の場合は添付不要	※1
315	258	審査表⑤	申請理由書	●盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記載を追加	盛土規制法におけるみなし許可となる開発許可の確認のため、設計説明書が添付されない自己居住用に対する措置
315	258	審査表⑤フッター	(新規)	20250526版	利便性の向上
316	259	審査表⑤	その他	暴力団員等非該当誓約書/盛土規制法のみなし許可に該当しないものは添付不要	※1
317	260	審査表⑥	設計説明書	●設計の方針に盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記載を追加	盛土規制法におけるみなし許可となる開発許可の確認のため、設計説明書が添付されない自己居住用に対する措置
317	260	審査表⑥フッター	(新規)	20250526版	利便性の向上
318	261	審査表⑥	その他	暴力団員等非該当誓約書/盛土規制法のみなし許可に該当しないものであって、自己の居住のための開発行為又は自己の業務のための開発行為で開発区域の面積が1ha未満の場合は添付不要	※1
319	262	審査表⑦	申請理由書「土地が使用貸借の場合、将来相続予定である旨明示。」	(削除)	敷地増は属人性無しのため所有形態を問う必要は無いのでは？ (他の審査表作成時の名残か?)
319	262	審査表⑦	申請理由書	●盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記載を追加	盛土規制法におけるみなし許可となる開発許可の確認のため、設計説明書が添付されない自己居住用に対する措置
319	262	審査表⑦	その他	暴力団員等非該当誓約書/盛土規制法のみなし許可に該当しないものは添付不要	※1
319	262	審査表⑦フッター	(新規)	20250526版	利便性の向上
321	263	審査表⑧	申請理由書	●盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記載を追加	盛土規制法におけるみなし許可となる開発許可の確認のため、設計説明書が添付されない自己居住用に対する措置
321	263	審査表⑧フッター	(新規)	20250526版	利便性の向上
322	264	審査表⑧	その他	暴力団員等非該当誓約書/盛土規制法のみなし許可に該当しないものは添付不要	※1
323	265	審査表⑨	設計説明書	●設計の方針に盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記載を追加	盛土規制法におけるみなし許可となる開発許可の確認のため、設計説明書が添付されない自己居住用に対する措置

【公開用】「都市計画法に基づく開発許可制度の手引（令和6年4月1日版）」からの修正箇所一覧

R6頁	R7頁	箇所	現行	改正後	理由
323	265	審査表⑨	申請者の資力及び信用に関する申告書	暴力団員等非該当誓約書	※1
323	265	審査表⑨フッター	(新規)	20250526版	利便性の向上
324	266	審査表⑨	注意書き	※7 盛土規制法のみなし許可に該当しないものであって、自己の業務のための開発行為で開発区域の面積が1ha未満の場合は添付不要	※1
325	267	審査表⑩	申請理由書	●盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記載を追加	盛土規制法におけるみなし許可となる開発許可の確認のため、設計説明書が添付されない自己居住用に対する措置
325	267	審査表⑩フッター	(新規)	20250526版	利便性の向上
326	268	審査表⑩	その他	暴力団員等非該当誓約書／盛土規制法のみなし許可に該当しないものは添付不要	※1
327	269	審査表⑪	設計説明書	●設計の方針に盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記載を追加	盛土規制法におけるみなし許可となる開発許可の確認のため、設計説明書が添付されない自己居住用に対する措置
327	269	審査表⑪フッター	(新規)	20250526版	利便性の向上
328	270	審査表⑪	その他	暴力団員等非該当誓約書／盛土規制法のみなし許可に該当しないものは添付不要	※1
329	271	審査表⑫フッター	(新規)	20210305版	利便性の向上
331	272	審査表⑬フッター	(新規)	20220401版	利便性の向上
333	273	審査表⑭フッター	(新規)	20210305版	利便性の向上
334	274	審査表⑮	照明を求める理由書	●盛土規制法のみなし許可への該当の有無及びその理由を記載を追加	盛土規制法におけるみなし許可となる開発許可の確認のため、設計説明書が添付されない自己居住用に対する措置
334	274	審査表⑮	審査事項「次の1・2のすべてと…」	審査事項「次の1・2・4のすべてと…」	記載漏れ
334	274	審査表⑮フッター	(新規)	20250526版	利便性の向上
335	275	掲載頁	頁	(削除)	頁表示から章表示へ表現変更に伴う
355	290	取扱要綱	(令和3年2月26日改正時点)	(令和7年5月26日改正時点)	盛土規制法の運用開始に係る改正の反映